知的障がい行政・手帳制度を法律による全国共通の施策とすることを求める意見書

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務 大臣 各あて 厚生労働大臣

身体障がい者は身体障害者福祉法で定義され、精神障がい者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されており、障害者手帳の制度については、両者ともに法律に基づき交付・運営されている。

ところが、知的障がい者に関しては、知的障害者福祉法により福祉サービスは規定されているものの、定義は規定されていない。また、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき都道府県知事等の判断により実施要項等を定め、交付・運営されている。

さらに、知的障がいの程度区分については自治体によって差があり、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。また、自閉症の方への手帳交付は、都道府県等によって対応が異なっている。実際に、精神障害者保健福祉手帳を交付するところ、療育手帳を交付するところ、その両方を交付するところ等、自治体により分かれている。

よって国におかれては、「国際的な知的障がいの定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方」等の調査研究を進め、その検討内容を考慮し、知的障がい行政・手帳制度を国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。